

向けての体制づくりを推進します。

- ・ 産後うつをはじめとする精神疾患の発症や悪化のリスクが高い妊産婦を早期に発見できるよう、拠点病院を中核としたネットワーク体制の構築を検討し、産婦人科医、精神科医及び母子保健従事者等との連携を強化するなど、産婦人科以外の診療科との連携体制も推進し、妊産婦の診療を地域で支える体制を構築できるよう努めます。
- ・ 被災時においても診療機能等を早期に回復できるよう業務継続計画（BCP）の策定を推進し、災害時には、災害時小児・周産期リエゾンと連携しながら、母体・胎児・新生児の安全確保に努めます。
- ・ より安心・安全な周産期医療の確保を推進するため、県は、県産婦人科医会が実施する県内の周産期医療従事者や救急隊員等に対する研修等を支援し、教育活動の充実を図ります。
- ・ 母子に配慮した周産期医療体制の整備を進めるため、産科区域の特定など各医療機関の実情を踏まえた適切な対応を図ります。

(2) 新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制の整備について

【現状】

新型コロナウイルス感染症の流行時においては、感染した妊産婦の入院受入れを行う医療機関を指定し、当該医療機関の応需可否について県内各消防機関と随時共有するとともに、周産期の専門医との入院調整に係る相談体制を整えることにより、周産期医療体制の整備を図ったところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行後は、原則、かかりつけの産科医療機関において分娩対応等を行っています。

【課題】

新興感染症の発生・まん延時においても、可能な限り身近な地域でその後の治療や分娩が継続できるよう、通常の周産期医療と感染症対応を両立できるような体制の構築が必要となっています。

【対策】

- ・ 新興感染症の発生・まん延時においても、地域で周産期医療を確保するため、感染症の罹患又は罹患が疑われる妊婦に対して産科的緊急症を含む産科診療を実施する医療機関など、新興感染症の発生・まん延時の周産期医療体制について、周産期医療部会等において検討します。
- ・ 適切に妊婦のトリアージや入院等に係るコーディネートを行う災害時小児周産期リエゾン等の人材を養成するとともに、その活用について平時から検討します。

【目標】

番号	目標項目	現状	目標
1	新生児死亡率（出生千対）	令和3年（2021年）：1.3人	全国平均以下 0.8人（令和3年（2021年））
2	周産期死亡率（出生千対）	令和3年（2021年）：4.6人	全国平均以下 3.4人（令和3年（2021年））